新潟県公文書の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準

令和２年３月31日制定

新潟県公文書の管理に関する条例（令和元年新潟県条例第21号。以下「条例」という。）に基づく特定歴史公文書の利用の請求に対する利用決定に係る審査基準は、次のとおりとする。なお、個々の案件に係る具体的な判断は、個別の審査の結果に基づき行うものとする。本基準は、随時、適切な見直しを行っていくものとする。

第１　審査の基本方針

条例第12条の規定に基づく利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書に記録されている情報が条例第12条第１項第１号アからエに掲げる情報（以下「利用制限情報」という。）に該当するかどうかの判断は、当該利用請求に係る特定歴史公文書を利用させるかどうかの決定（以下「利用決定等」という。）を行う時点における状況を勘案して行う。

個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」（条例第12条第２項）に当たっては、国際的な慣行である「30年ルール」（利用制限は原則として作成され、又は取得されてから30年を超えないものとする考え方）を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。したがって、特定歴史公文書に記録されている個人情報については、作成又は取得の日から30年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとなるが、判断に当たっては条例第20条第１項に定める手続も活用するものとする（個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う「一定の期間」の目安については、別表「30年を経過した特定歴史公文書に記録されている個人情報について」を参照）。

また、審査においては、特定歴史公文書に付された意見を参酌することとなるが（条例第12条第２項）、「参酌」とは、実施機関の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断はあくまで知事に委ねられている。

第２　利用制限情報該当性の判断基準について（条例第12条第１項第１号）

１　法令秘情報（条例第12条第１項第１号ア［新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号。以下「情報公開条例」という。）第７条第１号］）

(1)　「法令」とは、法律、政令、府省令その他の命令をいう。

(2)「公にすることができないとされている情報」とは、法令等の規定で明らかに公にすることができない旨が定められている情報のほか、法令等の趣旨及び目的から公にすることができないと認められる情報を含むものであり、次のような情報をいう。

ア　明文の規定をもって閲覧又は写しの交付が禁止されている情報

イ　他目的使用が禁止されている情報

ウ　手続の公開が禁止されている調停等に関する情報

エ　個別法により守秘義務が課せられている情報

オ　その他法令等の趣旨、目的から公にすることができないと認められる情報

なお、法定受託事務において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の９第１項の基準（処理基準）が示されているときは、これを考慮して判断するものとする。

(3)「各大臣等」とは、各大臣のほか、大臣から当該事務に係る権限を与えられた次官、局長、課長等をいう。

(4)「その他これに類する行為」とは、地方自治法第245条第１号への指示と同様、各大臣等が、法律又はこれに基づく政令の規定により、一定の行政目的を実現するため実施機関に対して具体的かつ個別的に関わる行為（同条第３号）であって、実施機関が法律上従う義務を有するものをいう。

２　個人に関する情報（条例第12条第１項第１号イ［情報公開条例第７条第２号］）

(1) 特定の個人を識別することができる情報等（情報公開条例第７条第２号本文）について

ア　「個人に関する情報」とは、次のような個人に関する一切の情報をいうものである。

(ｱ) 思想、信条、信教等個人の内心に関する情報

(ｲ) 健康状態、病歴等個人の心身の状況に関する情報

(ｳ) 家族関係、生活記録等個人の家庭の状況に関する情報

(ｴ) 職業、資格、犯罪歴、学歴、所属団体等個人の経歴又は社会的活動に関する情報

(ｵ) 収入、資産等個人の財産の状況に関する情報

(ｶ) 個人の知的創作物に関する情報

(ｷ) その他個人に関する情報

イ　「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」とは、個人に関する情報であっても、事業を営む個人の当該事業に関する情報については、その性質上、情報公開条例第７条第３号（法人等に関する情報）により判断するものとし、情報公開条例第７条第２号から除外されるものである。

なお、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業と直接関係のない情報は、情報公開条例第７条第２号により判断されるものである。

ウ　「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等をいう。映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。

エ　「文書、図画」とは、人の思想等を文字・記号又は象形を用いて有体物に可視的状

態で表現したものを指し、起案文書、供覧文書、台帳、図形、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれる。

オ　「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録を指し、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録だけでなく、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。

カ　「特定の個人を識別することができる」とは、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人が誰であるかを識別することができることをいう。

キ　「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」とは、当該情報のみでは特定の個人を識別できないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることをいう。

なお、「他の情報」には、当該実施機関が保有する情報のほか、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど通常入手し得る情報が含まれる。

ク　「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものをいう。

(2) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（情報公開条例第７条第２号ただし書ア）について

ア　「法令等の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定のことをいう。したがって、公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。

イ　「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることをいう。慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

なお、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

ウ　「公にされ」ている情報とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれている情報をいい、現に公知（周知）の事実となっている必要はない。

なお、過去に公にされたものであっても、時の経過により、利用請求の時点では公にされているとはみられない場合があり得る。

エ　「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認めら

れる情報（情報公開条例第７条第２号ただし書イ）について

利用制限情報該当性の判断に当たっては、公開することの利益と公開されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を公開する必要性と正当性が認められることから、当該情報を利用させなければならないこととするものである。なお、現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

(4) 公務員等の職務の遂行に係る情報（情報公開条例第７条第２号ただし書ウ）について

ア　「当該個人が公務員等である場合において」とは、個人情報のうち、当該個人が「公務員等」である場合のことをいう。

「公務員等」とは、国家公務員、地方公務員のほか、独立行政法人等、地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいい、広く公務遂行を担任する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わないものである。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、情報公開条例第７条第２号ただし書ウは適用される。

イ　「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、情報公開条例第７条第２号ただし書ウは、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、情報公開条例第７条第２号ただし書ウの対象となる情報ではない。

ウ　「規則で定める警察職員」とは、警部補以下の階級の警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある者をいう（新潟県情報公開条例第７条第２号ウただし書の警察職員を定める規則）。

エ　「当該公務員等の氏名を公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合」とは、氏名を公にすることにより、当該公務員等としての受忍すべき限度を超えて、私生活に影響を及ぼすおそれがある場合など当該公務員等の個人としての権利利益が不当に害されるおそれがあると認められる場合をいう。

この場合、不当であるかどうかは、当該公務員等の職務遂行の内容等に照らし判断するものである。

３　法人等に関する情報（条例第12条第１項第１号ウ［(情報公開条例第７条第３号)］について

(1) 法人等に関する情報（情報公開条例第７条第３号本文）について

ア　「法人」とは、株式会社等の会社、学校法人、宗教法人、公益法人その他法人格を有するすべての団体をいう。

イ　「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体、ＰＴＡ、青年団等であって、法人格はないが当該団体の規約を有し、代表者等の定めのある、いわゆる権利能力なき社団又は財団をいう。

ウ　「国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く」とは、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社については、その公共的性格にかんがみ、情報公開条例第７条第３号の法人の範囲から除外し、これらに係る情報については、情報公開条例第７条第６号等で利用させるかどうかを判断することとしたものである。

エ　「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の２第８項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

オ　「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業活動に関する一切の情報をいうが、当該事業と直接関係のない個人に関する情報（事業を営む個人の家族状況、事業と区別される個人の財産状況等）は、情報公開条例第７条第３号に該当せず、情報公開条例第７条第２号（個人に関する情報）の規定により、利用させるかどうかを判断するものである。

カ　「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう。

(ｱ) 公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等の権利を害するおそれがあるもの

(ｲ) 生産技術、販売、営業等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の公正な競争関係における地位を害するおそれがあるもの

(ｳ) 経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の事業運営が損なわれるおそれがあるもの

(ｴ) 公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的信用、社会的活動の自由その他の正当な利益を害するおそれがあるもの

キ　「非公開を条件として任意に提供されたもの」について

(ｱ) 「実施機関の要請を受けて……任意に提供されたもの」とは、法令等に基づく報告又は提出の命令などの法令等の根拠に基づかずに提供を求め、相手方の協力等により提供を受けたものをいう。

(ｲ) 「公にしないとの条件」は、実施機関の側から、公にしないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等の側から、要請に応じて情報は提供する

が公にしないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。

なお、「公にしない」とは、当事者以外のものに対して当該情報を提供しないという意味であり、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

また、条件を設ける方法については、原則として契約書、要綱、調査票等の書面により、その他情報提供を受ける際に情報提供者から明示されていることを要するものであるが、必ずしも黙示的なものを排除する趣旨ではない。

(ｳ) 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味するものである。

(ｴ) 「条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」とは、公にしないとの条件を付すことの合理性を判断する場合、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。したがって、公にしないことを条件として提供された情報であっても、その後情報提供者の承諾が得られたものや、現に当該情報が公にされている場合には、情報公開条例第７条第３号イには当たらないこととなる。

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（情報公開条例第７条第３号ただし書）について

「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、情報公開条例第７条第２号イと同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を利用させなければならないこととするものである。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

4　事務又は事業に関する情報（条例第12条第１項第１号ウ［(情報公開条例第７条第６号ア若しくはオ)］について

(1) 情報公開条例第７条第６号アについて

ア　「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令等の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、

適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

イ　「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」とは、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、法令等に違反する行為又は妥当性を欠く行為を助長するなどのおそれがあるものをいう。

(2) 情報公開条例第７条第６号オについて

「その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」とは、企業経営という事業の性質上、情報公開条例第７条第３号の法人等に関する情報と同様に考え、その正当な利益を保護する必要があるが、この場合、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関する情報について利用を制限する範囲は、同号の法人等に比べ、より狭いものとなることがあり得るものである。

5　公共の安全等に関する情報（条例第12条第１項第１号エ）について

(1)「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。他方、防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、条例第12条第１項第１号エに該当しない。

(2)「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

(3)「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

(4)「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について提起した公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

(5)「刑の執行」とは、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、条例第12条第１項第１号エに該当する。

(6)「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含

む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、条例第12条第１項第１号エに含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、条例第12条第１項第１号エに含まれる。

(7)「おそれがあると当該特定歴史公文書を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、公開・非公開の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、条例第12条第１項第１号エに規定する情報に該当するかどうかについての当該特定歴史公文書を移管した実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であることから、このように規定したものである。

なお、「犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断」とは、犯罪予防等に関する情報を公開することが、犯罪を企図する者への手法的、技術的参考情報となったり、犯罪を実行しようとする時期や場所などに関する情報を提供することになるかどうか等について、専門的・技術的見地から判断することをいうものである。

第３　条例第12条第１項第２号の特定歴史公文書の原本の利用制限に関する判断基準

「特定歴史公文書の原本」とは受入れから、保存に必要な措置、目録の作成及び配架を経て、当該特定歴史公文書を一般の利用に供することを開始した段階において記録されていた情報、材質及び形態により原秩序を構成するものをいう。

利用請求に係る特定歴史公文書について、条例第12条第１項第２号に基づき原本の利用を制限する場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

１　「原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合」

水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定歴史公文書に記録されていた情報、材質又は形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性があるときは、原本の利用を制限することができる。

なお、合理的な費用及び時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用の制限を行わず、適切な期間をおいて利用を実施するものとする。

ただし、原本を通常の利用に供することにより、法令等の規定による管理責務を遂行することに困難を生じる蓋然性が高いもの、例えば国の重要文化財に指定されているもの及びそれに準じるものについては、その原本の利用を制限するものとする。

２　「原本が現に使用されている場合」

利用請求に係る当該特定歴史公文書等の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、展示（他機関への貸出しを含む。）、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、直ちに当該利用請求に応じることができない期間は、原本の利用を制限することができる。

第４　部分利用に関する判断基準（条例第12条第３項）

利用請求に係る特定歴史公文書について、条例第12条第３項の規定に基づき部分利用をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

１　「容易に、かつ、利用請求の趣旨を損なわない程度に分離できるとき」

(1)「容易に」分離できるときとは、利用制限情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを分離するに当たって、特定歴史公文書を損傷することがなく、かつ、過度の費用と時間を要しないで分離できる場合をいう。

なお、電磁的記録について、利用制限に係る部分とそれ以外の部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、容易に分離できない場合である。

(2)「利用請求の趣旨を損なわない程度に分離できるとき」とは、利用請求の趣旨から判断して、利用請求者が知りたいと思う内容の全部又は一部が、利用制限情報を記録した部分を除いた残りの部分によっても十分知り得る場合をいう。

(3) 利用制限情報を記録した部分を分離することは、その複写物に黒塗りし再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

しかし、特定歴史公文書については、条例第11条において、永久に保存することが求められており、その利用についても、当該文書の永久保存を確保する範囲内にとどまると考えられる。

このため、利用制限に係る部分を黒塗りするために原本を複写することを原則とすれば、特定歴史公文書が重要文化財に当たる場合や劣化が進んでいる場合は、当該文書を破損させる危険性を防ぐため、条例第12条第３項の「容易」の判断に当たっては、個々の事案ごとに慎重に検討する必要がある。

第５　本人情報の取扱いについて

個人識別情報は利用制限情報に該当する（条例第12条第１項第１号イ）が、当該個人識別情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、条例第15条の規定に基づき取り扱うことになる。なお、仮に当該情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加え、「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場合を含め、同条第１項各号に掲げられた場合にも該当する場合には、同条の規定により判断することとなる。

（別表）

30 年を経過した特定歴史公文書に記録されている個人情報について

特定歴史公文書に記録されている情報	一定の期間（目安）	該当する可能性のある情報の類型の例（参考）
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50 年	ア　学歴又は職歴 イ　財産又は所得 ウ　採用、選考又は任免 エ　勤務評定又は服務 オ　人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80 年	ア　国籍、人種又は民族 イ　家族、親族又は婚姻 ウ　信仰 エ　思想 オ　伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 カ　刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110 年 を超える適切な年	ア　刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑） イ　重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態

（備考）

１　「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている特定歴史公文書が作成され、又は取得された日の属する年度の翌年度の４月１日とする。

２　「該当する可能性のある情報の類型の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。

３　「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。

４　「刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑）」の「一定の期間」は 110 年を目途とする。

「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は 140 年を目途とする。